

□金融機関経由保証 新型コロナウイルス感染症等に係る保証の概要

		保証料補給対象			保証料補給対象	
保証名称	セーフティネット保証		伴走支援型特別保証		事業再生計画実施関連保証 (通称：経営改善サポート保証) 【感染症対応型】	
略 称	協 経安4号	協 経安5号	協 伴走支援特別		協 改善サポート(感染)	
市町村長の認定	4号	5号	4号	5号	一般関係保険	
対象者	府内において事業を営んでおり、中小企業信用保険法第2条第5項第4号に該当する者として市町村長の認定を受けた中小企業者	府内において事業を営んでおり、中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する者として市町村長の認定を受けた中小企業者	府内において事業を営んでおり、中小企業信用保険法第2条第5項第4号に該当する者として市町村長の認定を受けた中小企業者	府内において事業を営んでおり、中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する者として市町村長の認定を受けた中小企業者	府内において事業を営んでおり、次のいずれかに該当する中小企業者 ①最近1か月の売上高が前年同月比5%以上減少している ②最近1か月の売上高総利益率が前年同月比5%以上減少している ③最近1か月の売上高総利益率が直近決算比5%以上減少している ④直近決算の売上高総利益率が直近決算前期比5%以上減少している ⑤最近1か月の売上高営業利益率が前年同月比5%以上減少している ⑥最近1か月の売上高営業利益率が直近決算比5%以上減少している ⑦直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期比5%以上減少している	府内において事業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者で、「経営サポート会議」での検討等により作成した事業再生に係る計画に従って、事業再生を行う方
対象資金	運転資金・設備資金					
保証限度額	2億8,000万円 うち有担保2億円 無担保8,000万円	合算1億円 無担保保証は、原則、一般関係保険枠8,000万円、経営安定関連特例枠8,000万円の範囲内で取扱います。			2億8,000万円 うち有担保2億円 無担保8,000万円	
保証期間	■有担保 運転 原則7年以内 設備 20年以内 ■無担保 運転 原則5年以内 設備 7年以内 ※既存保証口を借換する場合は10年以内(据置1年以内)		■一括返済 1年以内 ■分割返済 10年以内 (据置5年以内)		■一括返済 1年以内 ■分割返済 15年以内 (据置5年以内)	
信用保証料率	年0.90%	年0.80%	年0.85% (経営者保証免除対応) 年1.05% ただし保証料補給あり 年0.65%~0.85%	責任共有保証料率 年0.45%~1.90% (経営者保証免除対応) 年0.65%~2.10% 責任共有外保証料率 年0.50%~2.20% (経営者保証免除対応) 年0.70%~2.40% ただし保証料補給あり 年0.25%~1.25%	責任共有保証料率 年0.80% (経営者保証免除対応) 年1.00% 責任共有外保証料率 年1.00% (経営者保証免除対応) 年1.20% ただし保証料補給あり 年0.60%~1.00%	
貸付利率	金融機関所定利率					
保証人	原則として法人代表者以外は不要					